

平成26年1月31日

各国公立大学施設主管課
各国公立高等専門学校施設主管課
各都道府県私学主管課
各都道府県教育委員会施設主管課
各政令指定都市教育委員会施設主管課
各大学共同利用機関法人施設主管課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

災害時拠点強靱化緊急促進事業（国土交通省事業）の創設について

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域の避難所等としての役割を担うことから、その防災機能向上を図ることは極めて重要です。

このたび、別紙のとおり、平成26年度予算案において「災害時拠点強靱化緊急促進事業（国土交通省事業）」の創設が盛り込まれました。

この事業は、大規模災害が発生した場合における帰宅困難者等の受入れを緊急的・重点的に促進するため、都市の主要な駅周辺において、民間ビルや学校施設等を活用して一時滞在施設を確保する取組及び災害拠点病院において負傷者の受入れに必要な設備等を整備するための取組を国と地方公共団体が協調して支援する制度です（制度の詳細については、別紙事務連絡の別添1及び別添2を参照）。

については、今後、帰宅困難者や負傷者の受入れのための施設・設備の整備を検討される場合は、本制度の活用を併せて御検討ください。なお、活用に当たっては、都道府県及び市町村の防災担当部局と連携を図られるようお願いいたします。

また、このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私学主管課においては所轄の私立学校に対して周知を図られるようお願いいたします。

【担当】

文部科学省（代表：03-5253-4111）

大臣官房文教施設企画部

施設企画課防災推進室防災推進係（内線 2235）

<国立学校施設への支援について>

計画課技術係（内線 2301）

<公立学校施設への支援について>

施設助成課整備計画係（内線 2462）

<私立学校施設への支援について>

高等教育局私学部私学助成課

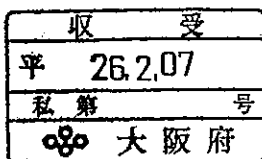
総括係（内線 2544）

<本事業に関すること>

国土交通省住宅局市街地建築課

市街地再開発係

(03-5253-8111 (内線 39-655))



平成26年1月29日

都道府県・政令指定市

市街地再開発事業等担当部局 御中

平成26年度予算政府案における災害時拠点強靱化緊急促進事業の創設について

国土交通省住宅局市街地建築課

日頃より、まちづくりの推進にご尽力いただきありがとうございます。

平成25年12月24日に平成26年度予算政府案が閣議決定されました。この予算案において、災害時拠点強靱化緊急促進事業の創設を盛り込んだところですので、その内容をお知らせいたします。

南海トラフ巨大地震及び首都直下地震が発生した場合の被害予測が中央防災会議のワーキンググループから報告されるとともに、昨年（平成25年）の第185回国会（臨時会）で可決成立した「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成25年11月29日法律第87号）」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年11月29日法律第88号）」が昨年11月29日に公布されたところであり、東日本大震災を教訓として、大規模災害が発生した場合に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保することの必要性が指摘されているところです。

このため、平成26年度予算政府案においては、帰宅困難者対策や負傷者対策を緊急的・重点的に促進するため、都市の主要な駅周辺において、民間ビル等を活用して、行き場のない帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を確保する取組及び災害拠点病院として指定された病院を整備するための取組を国と地方公共団体が協調して支援する制度として、災害時拠点強靱化緊急促進事業を創設することとされているところです。

本事業の主な内容は別紙の通りとなりますが、そのポイントは、次のとおりです。

- 一時滞在施設については、寄る辺なき帰宅困難者を受け入れることについて地方公共団体と協定を締結する民間ビル、学校等が対象となり、当該受入に必要な施設・設備整備費（掛かり増し分）については、民間事業者等の場合、国が2/3、地方が1/3を負担することで民間の負担なしで整備が可能となること（公立学校等の地方公共団体が整備主体である場合には、国が1/2を補助）。
- 災害拠点病院についても、災害に伴う負傷者の受入に係る施設・設備整備費について、一時滞在施設と同様の補助率とし、公立の災害拠点病院についても補助対象とすること。

つきましては、本制度の趣旨に鑑み、防災、教育、医療の担当部局をはじめとする庁内での情報共有・連携を図られますとともに、貴管内の市区町村、民間事業者等への情報提

供・連携を図っていただき、一時滞在施設の確保及び災害拠点病院の整備が促進されますよう、積極的な取組をお願いいたします。

特に、本事業を民間事業者等が活用する場合には、地方公共団体の補助が必要となりますことから、再開発等まちづくりに関する事業において実施される取組に対する再開発事業と同様の市区町村と協調した補助制度の創設やその他の施設も含めた取組に対する防災部局等関係部局と協力した補助制度の創設をお願いいたします。その際に必要となります具体的な内容等につきましては、今後追加的に情報提供させていただきます。

なお、都道府県におかれましては、その本事業の執行に際しまして、とりまとめ等の事務についてご協力をお願いしますとともに、本通知の内容について、貴管内の市区町村に周知いただけますようお願いいたします。

最後に、本事業の創設につきましては平成 26 年度予算の成立後となること、また、対象となりうる施設等を所管する内閣府・消防庁（防災担当）、文部科学省（学校）、厚生労働省（災害拠点病院）より、地方公共団体の関係部局宛にも同旨の通知を発出してもらうこととしておりますので申し添えます。

(参考資料)

- 別添 1 災害時拠点強靱化緊急促進事業の創設
- 別添 2 災害時拠点強靱化緊急促進事業の概要等

担当・問い合わせ先

国土交通省住宅局市街地建築課 村上、小野、芹川

TEL : 03-5253-8111 (内線 39655)

FAX : 03-5253-1631

E-mail : serikawa-m2f6@mlit.go.jp

別添 1

災害時拠点強靱化緊急促進事業の創設

1. 目的

大規模災害時に都市で大量に発生する帰宅困難者及び負傷者を一時的に受け入れる施設の確保を図るため、学校、民間ビルや病院等の建築物において、帰宅困難者及び負傷者を受け入れるために付加的に必要なスペース、備蓄倉庫及び設備等の整備に対して支援を行う。

2. 内容

(1) 補助対象建築物

次の①から④の全てを満たす建築物

- ① 大規模災害時における帰宅困難者や負傷者を受け入れる次のいずれかに該当するもの
 - ・ 100人以上の帰宅困難者を受け入れるものとして、地方公共団体と協定を締結する施設（例：民間オフィス、学校、ホール等）
 - ・ 都道府県が指定する災害拠点病院
- ② 耐震性を有すること（耐震改修にあわせて補助対象施設等の整備を行うものを含む。新築に係るものにあつては構造躯体の倒壊等防止に関する基準（耐震等級2相当）に適合すること又は免震構造若しくは制震構造の採用等により、地震被災時における躯体の保全に配慮するものであること。）
- ③ 一時滞在する通常利用者及び受入帰宅困難者等分の食料、水、ブランケット等を3日分備蓄可能な備蓄倉庫を整備するものであること
- ④ 通常利用者に係る備蓄等分（いわゆる自家用分）の施設・設備の整備費用については、原則として、国の補助金等の交付を受けて整備されるものであること

(2) 補助対象区域

- ① 一時滞在施設については、政令指定都市及び特別区の区域内の主要駅並びに中核市、特例市及び県庁所在市の区域内の中心駅の周辺（※）
なお、当該区域を対象として都市再生安全確保計画等が作成されている場合（作成しようとする場合を含む。）にあつては、これに関連して組織される協議会に参加し、当該都市再生安全確保計画等に位置づけられることを要件とする。
※概ね半径1km以内の範囲とする
- ② 災害拠点病院については、全国

(3)補助対象

帰宅困難者等を受け入れるために必要となる次に掲げる施設・設備

(受入スペース)

円滑な受け入れのため必要となるスペースの区画や段差解消等に要する費用
(専ら帰宅困難者又は負傷者を受け入れるためのスペースの場合にあってはその整備に要する費用を含む。)

(備蓄倉庫)

受け入れる帰宅困難者又は負傷者に提供する食料、水、ブランケット等を3日分以上備蓄するための倉庫の整備に要する費用
(病院においては簡易ベッドや応急医薬品・医療器具等の備蓄を含む。)

(設備)

自家発電設備・蓄電池、貯水槽・防災井戸、マンホールトイレ、非常用照明設備・通信設備等の設備設置に要する費用
(付随して必要となる設備配管等の設置費を含む。災害拠点病院については、負傷者等を大量に受け入れた際に、廊下や外来受付スペース等においても治療が行えるようにするために必要な酸素吸入配管等の整備費を含む。)

(4)補助対象事業費

(3)に掲げる補助対象の整備費用のうち帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要な額(掛かり増し費用)とする。(専ら帰宅困難者受入のために整備されるスペース、備蓄倉庫及び設備であると認められるものを除き、通常利用者数と帰宅困難者等受入人数により按分した額とする。)

※帰宅困難者の受入数については、地方公共団体との協定における受入予定数とする。

(5)補助率

事業主体ごとに次に掲げる割合とする。

- | | | | | | |
|---------|---|-----|---|--------|-----|
| ①民間事業者 | 国 | 2/3 | 、 | 地方公共団体 | 1/3 |
| ②地方公共団体 | 国 | 1/2 | 、 | 地方公共団体 | 1/2 |

(6)期 限

平成31年3月31日までに事業に着手したもの

3. その他

地方公共団体と締結する協定において、一時滞在施設に関する情報提供や帰宅困難者の誘導に関する方法等について定めるものとする。

事業着手後において、都市再生安全確保計画等の作成が行われることとなった場合には、これに関連して組織される協議会との連携(計画への位置づけ等)を求めるものとする。

別添2

災害時拠点強靱化緊急促進事業の概要等

災害時拠点強化緊急促進事業の創設

【26年度予算案 30億円】

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

帰宅困難者への対応（一時滞在施設の確保）

主要な駅の周辺において、民間再開発ビル等を活用して、行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設の確保を促進
 対象施設：地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等
 対象地域：政令市・特別区の主要駅や中核市・特別市・県庁所在市の中心駅の周辺

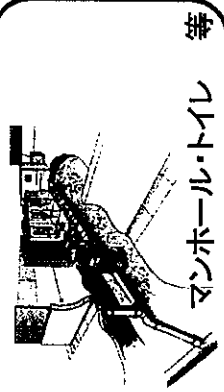
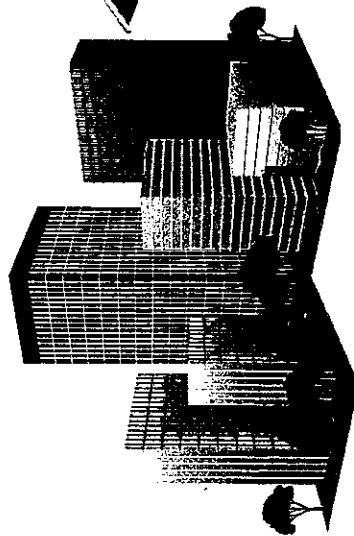
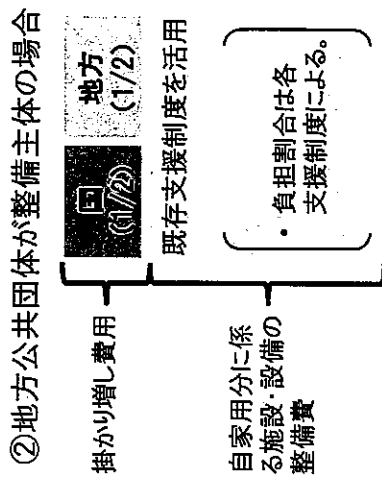
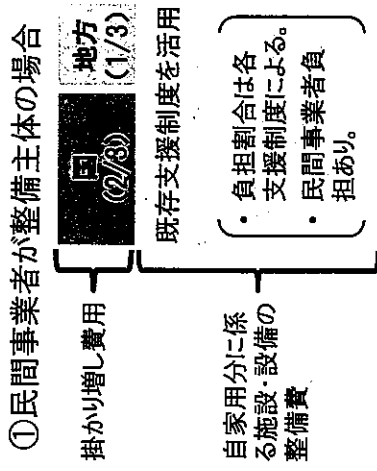
共通的要件

- ・ 耐震性を有すること（新築の場合は、耐震等級2相当）
- ・ 自家用分（通常時に施設利用する者の分）と帰宅困難者の分の食料・水等を3日分備蓄可能であること 等

補助対象・補助率

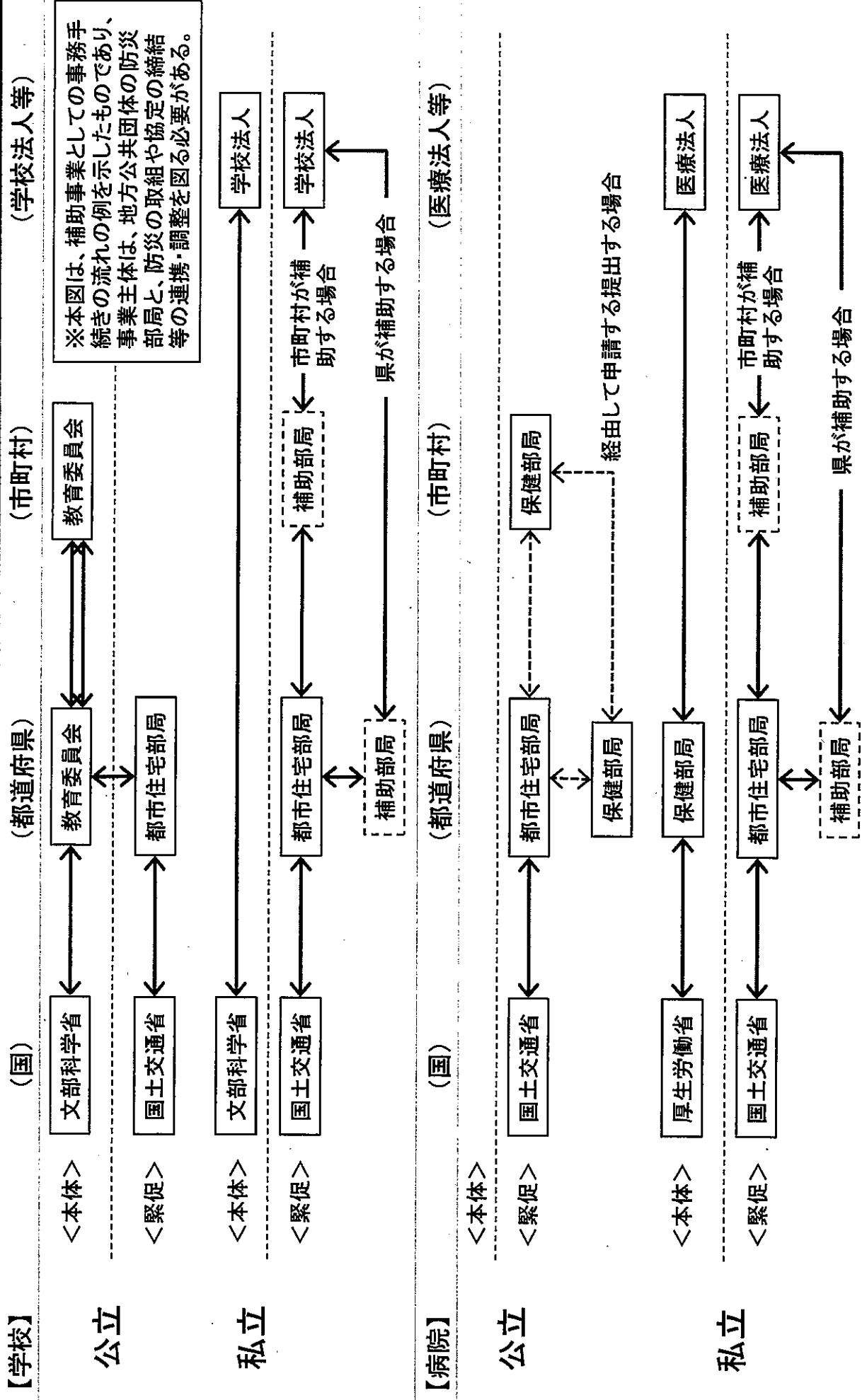
- ・ 帰宅困難者や負傷者を受け入れるために付加的に必要なスペースや備蓄倉庫、非常用発電設備等の整備に要する費用（掛かり増し費用）に対して支援
- ・ 補助率 国：2/3、地方：1/3（民間事業者の場合）、国：1/2（地方公共団体の場合）

【支援イメージ】



都市安全確保計画等に基づく取組と連携

本件事業と緊促事業の事務手続きの流れ 例①



本体事業と緊促事業の事務手続きの流れ 例②

【再開発等】

(国)

(都道府県)

(市区町村)

(組合等)

<本体>
<緊促>

公共

国土交通省

都市住宅部局

都市住宅部局

都市住宅部局

都市住宅部局

<本体>
<緊促>

民間

国土交通省

都市住宅部局

都市住宅部局

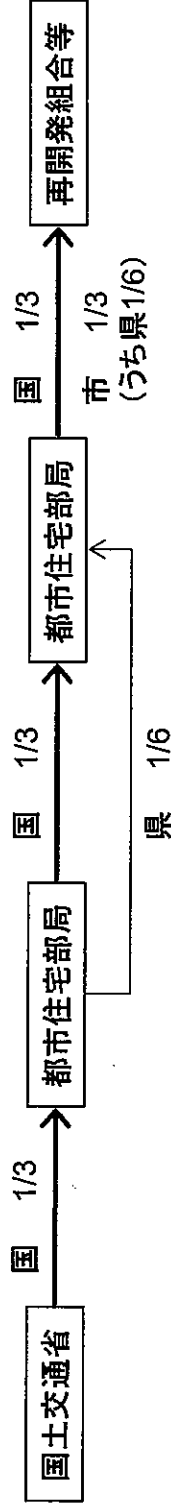
都市住宅部局

再開発組合等

※本図は、補助事業としての事務手続きの流れの例を示したものであり、事業主体は、地方公共団体の防災部局と、防災の取組や協定の締結等の連携・調整を図る必要がある。

(参考)

再開発事業における都道府県と市区町村との協調補助の負担例



事業実施に係るスケジュールのおおよその目安

平成26年度予算分(平成26年度中に着工)

平成27年度予算分(平成27年度中に着工)

1月		
2月	実施を計画している事業の要望調査	
3月		
4月	予算成立を受けて、採択・交付申請等の手続き開始	
5月		
6月		
7月	追加、変更等に係る要望調査①	H27予定事業に関する要望調査(概算要望)
8月		
9月		
10月	追加、変更等に係る要望調査②	
11月		
12月		H27予定事業に関する要望調査(本要望)
年明	追加、変更等に係る要望調査③(最終)	

※ 交付申請等(全体設計承認申請を含む)については、随時受付。以下は処理期間の目安であるが修正等の期間は含まない。

・全体設計承認の申請から承認までの所要期間:約1ヶ月半

・交付申請から交付決定までの所要期間:約30日